

大津市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成26年6月12日に提出された大津市職員措置請求について、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月11日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	佐々	木	松	一
同	佐	藤		弘

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成26年6月12日

2 請求人

M

3 請求の要旨

(1) 請求対象者

大津市建設部路政課 I

(2) 請求の要旨

宗教法人S寺は市道幹2017号線に水道管を埋設するので、大津市は占用料を徴収しなければならない。しかし請求対象者は、平成26年3月3日付け宗教法人S寺の道路占用許可申請の処分を故意に怠り占用料を徴収しない。そこで請求人は請求対象者が占用料徴収を怠り市に損害を与えているので、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで5年間の占用料相当額@54円×2,300m×5年=621,000円を大津市に対し返還を求める。

第2 監査の結果

本件職員措置請求については、次の理由により、却下する。

宗教法人S寺は従前から水道引込管理設のために市道幹2017号線の道路占用許可を受けていたところ、平成26年度以降の更新手続及びその道路占用料の徴収に関して、監査委員から市長に対して事務処理の状況等について報告を求めた。

その結果、同法人から水道引込管布設を目的とする同道路の占用許可申請書が平成26年3月3日付けで提出され、これを受けて、占用期間を同年4月1日から平成31年3月31日までとする道路占用許可処分及び同期間に係る道路占用料839,500円の賦課処分が、平成26年6月19日付けをもって同法人に対して通知されていることが、明らかとなった。

このことにより、本件職員措置請求の利益はなくなっているものと判断する。